

公益社団法人山形県私立学校総連合会会員の会費に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第8条及び会員規程第4条第1項の規定に基づき、公益社団法人山形県私立学校総連合会の会員の会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費及び入会金)

第2条 会員は、入会するときに次のとおり入会金を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 5万円
- (2) 法人会員 理事会において定める金額

2 会員は、入会するとき前項の入会金の他に次のとおり年会費を納入しなければならない。以後毎年年会費を納入しなければならない。

- (1) 個人会員 1万円
- (2) 法人会員 理事会において定める金額

(会員の特典)

第3条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) この法人が保有する会議室、ホール、応接室及びプロジェクター等の備品を優先して利用することができる。
- (2) この法人が発行する広報誌「私学やまがた」を無料で配布を受けることができる。
- (3) この法人が主催、共催する研修会、セミナー等に無料又は割引料金で参加することができる。

(会費の使途)

第4条 第2条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(改 廃)

第5条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第6条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この細則は、平成23年9月13日から施行する。施行日前に会員で引続き会員となる者の会費及び入会金は、第2条の規定にかかわらず従前の例により算出して得た金額とする。

第2条第1項(2)の法人会員の入会金及び第2項(2)の法人会員の年会費の理事会が定める金額とは、毎会計年度前に構成団体が決定した金額である。